

社会福祉法人石鳥谷町保育協会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石鳥谷町保育協会の役員に対する報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程でいう役員とは、評議員又は理事・監事及び各種委員をいう。

(報酬及び支給基準)

第3条 役員の報酬は、非常勤の報酬とし、評議員会又は理事会に出席した場合の日額を、10,000円とする。ただし、評議員会又は理事会の会議が短時間の場合は、5,000円とする。

2 理事長の報酬は、年額240,000円に前項の報酬を加えた額とする。

3 各種委員には支給しない。

4 報酬は、理事会、評議員会に役員が出席した都度現金で支給する。ただし、理事と兼務している園長と常務理事兼事務局長には支給しない。

5 同条に定める報酬の額の基準は、別表1による。

(費用弁償)

第4条 役員が招集に応じ、関係する会議（理事会、評議委員会を除く）に出席した場合及び法人の経営若しくは施設の運営のために、その業務にあたった場合の費用弁償は、日額3,000円とする。

2 監事が監査のため出席した場合の費用弁償は、日額10,000円とする。

3 同条に定める費用弁償の額の基準は、別表1による。

(報酬等の決定)

第5条 役員の報酬及び費用弁償の額の決定等必要な事項は、評議員会又は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(適用除外)

第6条 職員が役員を兼務するときは、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。ただし、評議員及び評議員会の規定については、令和 3 年 4 月以降に開催された評議員会において決議を受けた日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。ただし、評議員及び評議員会の規定については、令和 4 年 4 月以降に開催された評議員会において決議を受けた日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。ただし、評議員及び評議員会の規定については、令和 5 年 4 月以降に開催された評議員会において決議を受けた日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、評議員及び評議員会の規定については、令和 7 年 4 月以降に開催された評議員会において決議を受けた日から施行する。

別表 1

報酬、費用弁償額の算定基準表

名 称	報酬の額	算定基準
評議員会	10,000 円	
理事会	10,000 円	
理事長年額報酬	240,000 円	20,000 円×12 月
評議員会・理事会以外の会合、行事等の費用弁償	3,000 円	10,000 円÷8 h×2.5 h
監査会費用弁償	10,000 円	10,000 円×1 日 (4.0h 以下は 5,000 円)

※ 花巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用し単価を次のとおりとする。

花巻市介護認定審査委員及び花巻市障害支援区分審査会委員のその他の委員報酬日額 10,000 円を準用し次の計算根拠とする。

- 1 理事長の年額報酬は、月 4 回書類決裁があり 1 回 4 時間以内であることから、日額 10,000 円×0.5×4 回=20,000 円を月額とする。
- 2 理事、評議員が関係する会議（理事会、評議員会除く）行事等に出席した費用弁償は、10,000 円÷8 h×2.5 h を想定し 3,000 円
- 3 評議員会・理事会等の費用弁償費は、10,000 円÷8 h×2.5 h を想定し 3,000 円
- 4 監査会の費用弁償費は、1 日 10,000 円とする。但し 4 時間未満の場合は 5,000 円